

生徒一人一人を大切にする 高等学校における「合理的配慮」の事例

平成29年6月 北海道教育庁学校教育局高校教育課

「障害者の権利に関する条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、平成18年の学校教育法一部改正により、高等学校においても障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育が行われています。

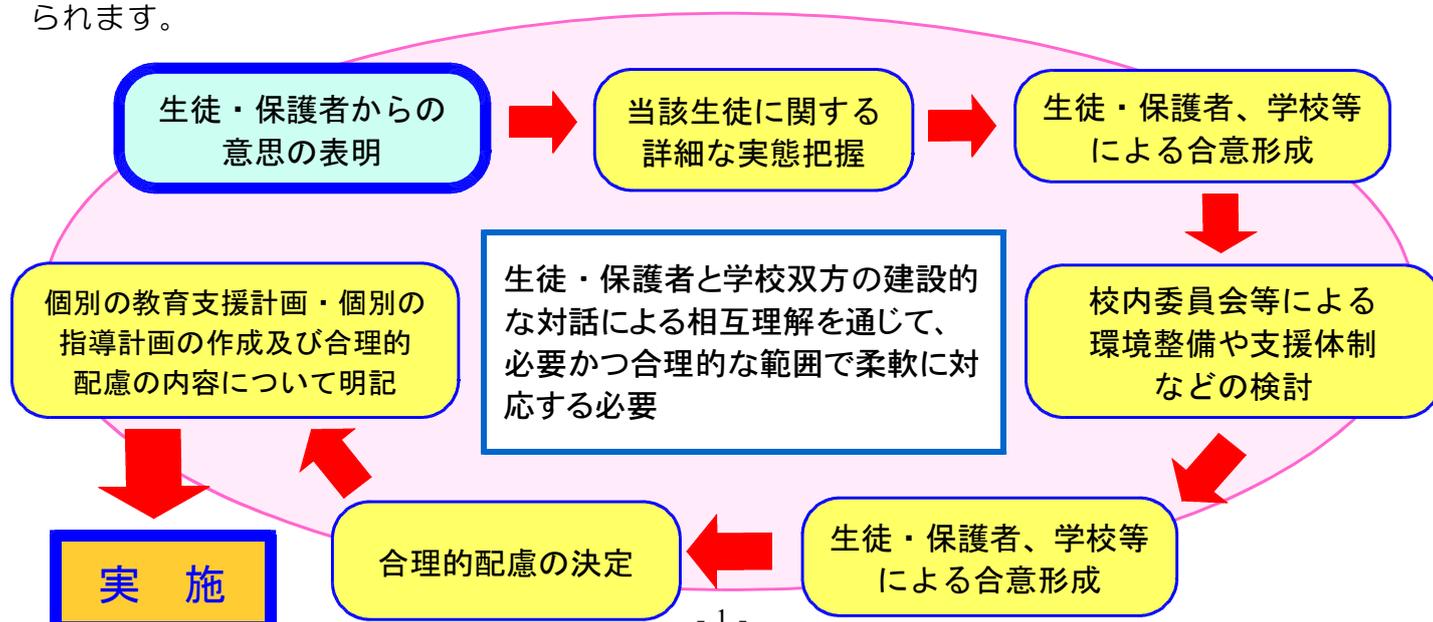
また、平成28年4月1日から施行の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）において、学校を含む行政機関における合理的配慮の提供が義務付けられました。

1 合理的配慮とは

特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告において、合理的配慮とは、「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場面に個別に必要とされるもの」とし、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

2 合理的配慮の提供の決定までのプロセス（例）

各学校においては、生徒・保護者から合理的配慮に関する意思の表明があった場合、次のようなプロセス（例）を通じて、適切な合理的配慮を行う必要があります。なお、意思の表明が困難な生徒が、家族、介助者等を伴っていないことなどにより意思の表明がない場合であっても、生徒が合理的配慮を必要としていることが明白である場合には、生徒に対して適切と思われる配慮を提案するための建設的な対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが求められます。



3 学びのユニバーサルデザイン化

合理的配慮は、障がいのある生徒の能力を最大限に伸ばさせるとともに、障がいのない生徒と共に学ぶことができるようにするための必要な支援です。

また、ホームルームや一斉授業において「学びのユニバーサルデザイン化」を図るなど、「個別の支援」と「全体への配慮」の両面で支援を考えることは、全ての生徒にとって学びやすい環境となります。

事例1：学びのユニバーサルデザイン化を共通理解とした学校の取組例

- あいまいな表現を避け、具体的で、分かりやすい言葉掛けをすること
- 生徒に指示が伝わるよう、声の大きさや速度に配慮すること
- 掲示物は、簡単な言葉で表現し、目に付きやすい場所に掲示すること
- 生徒同士の個別的なかかわりを多くし、お互いの違いを認め合う環境づくりをすること

事例2：一斉授業をユニバーサルデザイン化した学校の取組例

- 授業の最初に、本時の目標や見通しを提示すること
- 活動時間の明確化を図ること（タイマーなどの使用）
- イラストや写真など視覚教材を効果的に使用すること
- ノートやプリントと板書が同じになるようにし、ノートなどの記入がしやすいように工夫すること
- 書字に困難さのある生徒には、課題提出においてパソコンを使うことを認めること

4 個に応じた配慮の事例

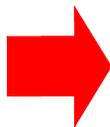
合理的配慮は、障がいのある生徒が十分な教育を受けられるために提供できているかという観点から、校内委員会等において「教育内容と方法」、「支援体制」、「設備施設」など、学校として検討するとともに、生徒や保護者との建設的な対話により、合意形成を図る必要があります。

ここでは、障がい種別の「教育内容と方法」について、いくつかの事例を紹介します。ここに示す事例は、あくまでも例であり、これ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないということではありません。「合理的配慮」は、生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズなどに応じて提供されるものです。

事例1 黒板や教科書の文字が見えにくい生徒への合理的配慮（例）

■ 生徒・保護者からの要望

- 黒板の文字が見えるように、座席は前列1～2列目としてほしいこと
- 黒板に対して角度が付く座席では見えにくいこともあるため、正面の位置としてほしいこと
- 黒板の字が見えやすいように、大きめに書いてほしいこと



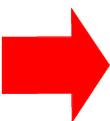
■ 合理的配慮の例

- 座席の位置の配慮
- 分かりやすい板書、文字サイズの配慮
- 拡大教科書、拡大コピーや拡大文字を用いた資料の作成
- ICT機器の活用（拡大や色の調整など）

事例2 先生の話し声などが聞こえにくい生徒への合理的配慮（例）

■ 生徒・保護者からの要望

- 先生の話が聞こえるよう、前列など聞き取りやすい席に座らせてほしいこと
- ゆっくりと、明瞭に話してほしいこと
- 読んでいる箇所を指し示すなど、視覚的に情報を明示してほしいこと



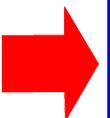
■ 合理的配慮の例

- 座席の位置の配慮
- 教師の話す声の大きさ等の調節
- 教科書の音読箇所の位置の明示
- 学習内容の要点について視覚的な情報による明示

事例3 車椅子を使用している生徒への合理的配慮（例）

■ 生徒・保護者からの要望

- 校内生活では車椅子と、教室等で車椅子のまま使用できる大きめの机を使用させてほしいこと
- 階段の昇降が円滑にできるよう、昇降機を使用させてほしいこと
- 体育の実技について評価が困難な場合に、課題等で代替してほしいこと



■ 合理的配慮の例

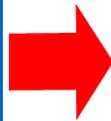
- 校内での車椅子の使用の許可、車椅子のまま使用できる大きめの机の準備
- 昇降機の使用の許可
- 体育の実技について、可能な範囲で学習させるとともに、評価が困難な場合は課題等で代替

事例 4

注意や集中が続かない生徒への合理的配慮（例）

■ 生徒・保護者からの要望

- 注意を向けるのが苦手なため、話や指示をするときには、話し手へ注目するよう促してほしいこと
- 優先順位をつけるのが苦手なため、指示する内容は具体的なものを、一つずつ話してほしいこと
- 小集団でのグループ活動など、落ち着いて学習する環境を設定してほしいこと



■ 合理的配慮の例

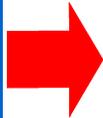
- 話をする前に、話し手への注目を促し、目を合わせての話や指示
- 伝達する情報の整理、具体的な指示内容の提示、メモなどの視覚情報の活用
- 静かで集中できる環境づくり、掲示物の整理整頓・精選

事例 5

抽象的な内容の理解が難しい生徒への合理的配慮（例）

■ 生徒・保護者からの要望

- 学習や生活に必要で実際的な技術や態度を身に付けられるようにしてほしいこと
- 情報を得られやすくするよう配慮してほしいこと
- 学習内容等について理解を促すためのさまざまな手立てを講じてほしいこと



■ 合理的配慮の例

- 注意深く聞くことや板書などに注視することの促しや指示
- 文字の拡大や読み仮名（ルビ）の付加、話し方の工夫
- 数量や言語等の理解を促すための絵カード、文字カード、パソコン等の使用

5 全教職員の共通理解による校内支援体制

高等学校では、教科担任制による学習指導をはじめ、生徒指導、進路指導が組織的に行われており、特に、教科担任制は、教職員が複数の目で多面的に生徒を理解するとともに、それぞれが生徒に関する情報を収集することができます。そうした情報を学年団や校内支援委員会、または学校全体で共有したり、必要に応じて外部の専門機関などの助言・援助を得たりしながら、教育的ニーズを必要とする生徒への合理的配慮や支援を行うことが大切です。

特に、校内支援委員会等においては、障がいのある生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを記載した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解のもとにきめ細かな指導を行うことが重要です。また、長期的な視点に立って高校卒業までの一貫した支援を行うために、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、さまざまな側面からの取組を記載した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが重要です。

6 「個別の指導計画」作成例

氏名	〇〇 〇〇	学年・組	〇年〇組	作成日	平成29年〇月〇日
----	-------	------	------	-----	-----------

生徒のよさ (○)、困難なこと (▲)		
生徒の実態	学習面	○学習意欲は全体的に高く、理系の科目、特に数学を得意とする。 ○専門教科の実習や体育に意欲的に取り組んでいる。 ▲漢字の書き取りや、英語が苦手である。ノートを取るのが遅い。 ▲テスト前になると、どの教科から手を付けていいかわからず、パニックになる。
	生活・行動面	○読書が好きであり、また、一人で黙々と作業に取り組むことがある。 ○何事も自ら解決しようとし、先生に褒められるとさらに意欲的に取り組む。 ▲注意が散漫になるときがあり、先生の指示や級友の話を聞き逃すことがある。 ▲分からないことや思いどおりにならないときは、パニックになることがある。
	その他	○祖父が農業を営んでおり、長期休業中には祖父の手伝いをしている。 ▲祖父を含めた家族以外と積極的にかかわろうとしないところがある。
本人の願い	・パニックにならず、落ち着いて行動することができる。	
進路希望等	・農業系の大学進学後、農業の仕事に就きたい。	
長期目標	・自分で考え、進んで行動することができる。	

短期目標	指導場面	指導の内容・方法	評価
・分からないことや困ったときには適切に援助を求めることができる。	各教科等 LHR	・分からないことについて、級友や先生に相談するよう促した。 ・授業の最初に学習のポイントを伝えたり、適宜声を掛けたりして、学習を促した。	・困ったときには、先生や級友に相談することができるようになった。 ・学習のポイントが明確になり、集中して取り組んだ。

○ 参考資料

- ・「インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）」（国立特別支援教育総合研究所 <http://inclusive.nise.go.jp/>）
- ・「『合理的配慮の提供』に至るプロセス ～個別の教育的支援計画や個別の指導計画を活用した切れ目のない指導や支援」（特別支援教育課 <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index.htm>）

7 入学者選抜における合理的配慮

道立高等学校入学者選抜においては、特別な配慮を必要とする障がいのある生徒が出願しようとする場合、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局高校教育課長と協議することとなっています。

入学者選抜における合理的配慮について、出願希望者や保護者から相談や要望があった場合、中学校と高等学校が十分連携し、中学校における配慮や支援の状況等を確認の上、当該生徒及び保護者との建設的な対話を通して相互理解を図り、安心して受検に臨めるよう配慮しています。

■ 相談窓口

- 出願先の高等学校
- 北海道教育庁学校教育局高等学校教育課普通教育指導グループ
電話：(011)204-5764(ダイヤル)
- 各教育局教育支援課義務教育指導班及び高等学校教育指導班
URL：<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/kyoikugyosei/kyoikukyoku/index.htm>
- 北海道立特別支援教育センター
URL：<http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>